

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 47 年 3 月まで

「ねんきん特別便」で、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることを知った。

申立期間当時は、私は会計事務所の事務員をしており、生活状況に変化は無く、申立期間のみが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 9 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人に係る特殊台帳によれば、申立人は、昭和 46 年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失していたことから、その後の国民年金保険料は納付することができないにもかかわらず、申立期間前後の同年 4 月から同年 6 月までの期間、昭和 47 年度及び 48 年度の国民年金保険料が現年度納付され、49 年 12 月 19 日になって 46 年 4 月 1 日の資格喪失が取り消されているなど不自然な記録となっている上、申立期間の前後を通じて申立人の生活状況に大きな変化は認められないことなどから、申立期間のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和17年6月1日、資格喪失日に係る記録を19年11月25日とし、申立期間の標準報酬月額を、17年6月から18年3月までの期間は30円、同年4月から19年3月までの期間は40円、同年4月から同年10月までの期間は50円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年11月25日まで

私は、小学校の同級生と一緒にA社C支店に入社し、同社の学校で共に学んだ。同級生は、同社C支店にそのまま勤務していたが、私は、昭和17年4月に上司と共に同社B支店に異動して、19年11月25日まで勤務し、その直後の同年12月1日には軍隊に入隊した。

同郷の後輩には、A社B支店における厚生年金保険（当時の名称は、労働者年金保険）被保険者記録があるので、私の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和17年4月に上司と共にA社C支店から同社B支店に異動した経緯、勤務の状況、及び退職日から入隊証明書において確認できる入隊日（昭和19年12月1日）までの状況について詳細に記憶していることに加え、申立人から提出された18年11月に同社から授与された表彰状（昭和18年11月3日発行）及び後輩の記憶から、申立人が、申立期間において、同社B支店に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されたことについて、事務員から、「後に恩給のような形で支給されるもので、会社に勤務している

限り納付しなければならず、拒むことはできない。」との説明を受けたことを記憶している上、オンライン記録によれば、前述の上司は、昭和17年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人と同年齢で、申立人と同日にA社C支店に入社し、その後同社の青年学校及び技能者養成学校で共に学び、同社B支店に異動せず、同社C支店に勤務したと申立人が記憶する同僚は、健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、昭和17年6月1日に、同社C支店において被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の後輩の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和17年6月から18年3月までの期間は30円、同年4月から19年3月までの期間は40円、同年4月から同年10月までの期間は50円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は廃止されており、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和17年6月から19年10月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月31日から51年1月1日まで

私は、昭和51年1月1日にA社からB社C工場に異動となったが、オンライン記録では、50年12月が厚生年金保険の未加入期間となっている。

申立期間は、グループ会社への異動であり、継続して勤務していたので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業を継承したB社の回答書及び申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社からB社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、A社からB社C工場への異動日について、当時、総務事務を担当していた申立人の上司は、「グループ会社内で月末に異動することは無い。」としていることから、申立人のA社における資格喪失日は、B社C工場における資格取得日と同日の昭和51年1月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和51年1月1日と届け出たにもかかわらず、

社会保険事務所がこれを 50 年 12 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年1月1日であったと認められることから、申立人に係る被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年1月1日まで

私は、昭和17年4月1日から海軍に志願し退職する19年12月末までA社B工場に勤務しており、退職時に厚生年金保険被保険者証を受け取ったことを記憶しているので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B工場に入社してから海軍に志願し退社するまでの勤務状況を具体的に述べていることに加え、昭和17年4月1日に申立人と共に同社同工場に入社したとする複数の同僚が、申立人が申立期間に勤務していたことを記憶していることから、申立人は、申立期間において、同社同工場に勤務していたと認められる。

一方、社会保険事務局（当時）では、戦災により保管していた被保険者名簿や払出簿の一部を焼失したとしているところ、特別厚生年金番号払出簿の記載から、現在保管されているA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、終戦後の昭和20年12月ごろに復元されたものであることが推認できる。

また、申立人が同日入社と記憶する同僚の一人については、昭和59年4月にA社B工場における被保険者記録が追加処理されたことが確認できる上、

同社同工場では、当該同僚以外にも、7人の従業員について、後になって被保険者記録が追加されたことが認められる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年1月1日とすることが妥当であると判断する。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成6年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月1日から7年3月1日まで

私のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、平成7年3月1日となっているが、私は、6年12月1日に同社の親会社であるB社から移籍し、申立期間にはA社に勤務していた。

申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる給与明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び複数の同僚の記憶により、申立人は、A社に継続して勤務し（平成6年12月1日にB社からA社に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給与明細書の厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、平成7年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所としての記録が無いことが確認できるところ、同社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は、昭和60年12月7日に設立され、申立期間においても法人格を有していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の

要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間においても適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に適用事業所としての届出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和19年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年11月1日から19年9月1日まで

私は、昭和16年から19年8月31日まで、A社に勤務し、その後帰郷して同年9月5日に大日本帝国陸軍に入隊したにもかかわらず、18年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録となっており、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっていることに納得できない。

大日本帝国陸軍に入隊するまで継続して勤務していたので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和16年から19年8月31日までA社に勤務し、その直後の同年9月5日に大日本帝国陸軍に入隊したとする申立人の記憶には具体性があり、兵籍簿に記載された申立人の入隊日と一致することに加え、申立人の同僚は、申立人が同年まで同社に勤務していたことを記憶していることから、申立人は、申立期間において継続して勤務し、同年8月31日に退社したことが推認できる。

一方、申立人の同僚に係る被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）の備考欄に「全期間に対応する名簿 20. 3. 10（焼失）」と記載されていることから、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、申立人が退社した後の昭和20年3月10日に焼失したことが確認できるところ、現存する最も古い被保険者名簿は、21年2月9日に書き換えられたものであり、当該被保険

者名簿に記載された最も古い資格喪失日は、焼失の翌日である 20 年 3 月 11 日で、焼失日以前に資格喪失した者の記録は確認できない。

また、i) 申立人及び複数の同僚に係る旧台帳には、「転勤」を原因として昭和 18 年 11 月 1 日に資格喪失した旨の記録が最後で、その後の被保険者資格の取得について記載されていないところ、そのうち一人の同僚に係るオンライン記録では、20 年 8 月 15 日まで被保険者資格が継続していることが確認できること、ii) 同年 8 月 15 日に資格喪失した当該同僚の記録は、同年 3 月 11 日以降に資格喪失した者の記録が記載されている前述の 21 年 2 月 9 日に書き換えられた被保険者名簿では確認できないなど、A 社に係る記録管理に不備があると認められる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険被保険者記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人が昭和 18 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出のみを事業主が行ったとは考え難く、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 19 年 9 月 1 日とすることが妥当であると判断する。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年3月16日から39年8月20日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないため、申立人のA社における資格喪失日（昭和39年8月20日）に係る記録を取り消し、38年3月16日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月27日から39年8月20日まで

私の厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所で照会したところ、A社では昭和31年2月1日から33年8月27日までの期間が加入期間であるとの回答を得た。A社には、33年8月27日までではなく、39年8月まで勤めていた。厚生年金に加入していたことを確認できる当時の給料明細書等はないが、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、A社から提出された賃金明細書、同社の回答書及び同僚の記憶等により、申立人が同社に継続して勤務していたことが認められる上、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたこと、及び事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務を履行していないことが認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づく平成20年9月22日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律第1条第1項の規定により、資格喪失日が昭和39年8月20日に、標準報酬月額が33年8月から36年9月までの期間は1万2,000円、同年10月から37年9月までの期間は1万6,000円、同年10月から39年7月までの期間は2万円に訂正されている。

しかしながら、当該あっせん後に、新たな資料としてA社から提出された申立人に係る失業保険被保険者資格喪失確認通知書、給与所得者異動報告書

及び昭和 38 年度町県民税特別徴収税額の変更通知書によれば、申立人は、昭和 38 年 3 月 15 日に同社を退職していることが確認できることから、同年 3 月以降の期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが明らかである。

これらの事実及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 38 年 3 月 16 日から 39 年 8 月 20 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 12 月に会社を退職した後、国民年金に再加入した。申立期間以降の国民年金保険料については、毎月、A 町役場で納付していたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金保険料を、毎月、A 町役場で納付したと述べているところ、申立期間当時、同町では、3 か月分又は 2 か月分をまとめて納付する取扱いであった上、申立人は、申立期間の直前には厚生年金保険被保険者であったことから、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行う必要があるところ、当該手続を行った時期などについての申立人の記憶は定かでない。

また、A 町が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立期間の直後の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、毎月ではなく、まとめて 55 年 9 月 11 日に過年度納付されたことが確認できることから、申立人は、このころに厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったことも考えられるところ、この時点で、申立期間の一部の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、当該被保険者名簿の納付記録は、昭和 45 年度以降は 5 年度分を一葉に記録する様式であることから、仮に、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していた場合、昭和 50 年度から 54 年度までの 5 年度分が一葉に記録されるところ、申立人に係る納付記録は、54 年度から 58 年度までの 5 年度分が一葉に記録されている。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 1 月 20 日から 44 年 5 月 31 日まで
② 昭和 58 年 3 月 28 日から 61 年 3 月 29 日まで

申立期間①については、私は、A社の下請事業所であるB社に勤務し、C県D市やE県F市で業務に従事していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②については、私は、G社に勤務し、H国で業務に携わった。事業主は、私の厚生年金保険料を納付していたと述べているので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、B社に勤務していたと述べているところ、同社の所在地についての記憶が無い上、適用事業所名簿及びオンライン記録によれば、申立人が業務に従事した場所として挙げているC県D市及びE県F市には、該当する事業所名及び類似の事業所名は見当たらず、厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できない。

また、昭和 43 年 1 月 17 日から同年 6 月 20 日までの間について、I社における申立人のものと考えられる雇用保険の加入記録が確認できるところ、同社の元事務担当者は、「申立人が述べているB社とは、事業所ではなく、当社に在籍していたJ氏のことである。当社では、作業員及びJ氏については、雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかった。」と述べている。

申立期間②については、申立人から提出されたH国で撮影された写真及び複数の同僚等の記憶から、申立人が、当時、H国で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人とH国で一緒に勤務したG社の元従業員は、「申立人がG社の社員だとは聞いていなかった。」と述べている上、同社の元事務担当者は、「申立人は、社員ではなく、下請としてH国へ行っていた。そのため、賃金台帳にも名前は記載されておらず、当社が申立人の厚生年金保険料を納付したということも無い。」と述べている。

また、オンライン記録及び国民健康保険の加入記録によれば、申立人は、申立期間②において国民年金及び国民健康保険に加入し、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる上、申立期間②の一部の期間は付加保険料も納付していることから、当該期間については、現年度納付したものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月 22 日から同年 9 月 25 日まで
② 昭和 39 年 5 月 9 日から同年 9 月 4 日まで

私は、昭和 36 年 11 月に A 社に入社し、同社が B 社に社名変更した後の 39 年 11 月まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の記憶から、申立人は、申立期間当時、A 社及び B 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、A 社は、昭和 33 年 4 月 1 日から 37 年 2 月 21 日までの期間及び同年 8 月 1 日から 39 年 5 月 8 日までの期間について、B 社は、同年 6 月 1 日から 41 年 4 月 30 日までの期間について、それぞれ厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間にはこれら事業所が適用事業所となっていない期間も含まれている。

また、前述の被保険者名簿によれば、昭和 37 年 2 月 22 日に A 社において被保険者資格を喪失した 46 人中 23 人が、同社が再度適用事業所となった同年 8 月 1 日以降に段階的に被保険者資格を取得していること、また、39 年 5 月 9 日に同社において被保険者資格を喪失した 22 人中 18 人が、B 社が適用事業所となった同年 6 月 1 日以降に段階的に被保険者資格を取得していることがそれぞれ確認できる。

さらに、両事業所の事業主及び経理担当者は既に死亡している上、複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確

認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

加えて、前述の被保険者名簿には、申立期間①のうちA社が適用事業所となった昭和 37 年 8 月 1 日から申立人が被保険者資格を取得した同年 9 月 25 日までの期間において、また、申立期間②のうちB社が適用事業所となった 39 年 6 月 1 日から申立人が被保険者資格を取得した同年 9 月 4 日までの期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 11 月ごろから 28 年 4 月 1 日まで
私は、昭和 27 年 11 月ごろから A 社 B 工場に勤務していたにもかかわらず、同社同工場における厚生年金保険被保険者資格取得日が 28 年 4 月 1 日となっていることに納得できないので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の記憶から、申立人は、申立期間当時、A 社 B 工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社 B 工場の元事業主は、「当時は、数か月の試用期間経過後に厚生年金保険に加入させていた。試用期間中は、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と述べている。

また、申立期間に A 社 B 工場に勤務していた複数の同僚も、「当時、会社では試用期間があり、試用期間経過後に厚生年金保険に加入した。」と述べており、同社同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が記憶している同僚は、自身が入社したとする日から 5 か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A 社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A社における私の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 47 年 4 月 1 日に、資格喪失日は 49 年 3 月 31 日になっており、同年 3 月が厚生年金保険の未加入期間となっている。しかし、私は、同社に同年 3 月 31 日まで勤務しており、申立期間の厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の退職日は昭和 49 年 3 月 30 日、資格喪失日は同年 3 月 31 日と記載されており、オンライン記録と一致していることに加え、申立人に係る雇用保険の加入記録とも一致している。

また、A社から提出された申立人に係る昭和 49 年分源泉徴収簿兼賃金台帳によれば、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認でき、事業主は、「月末に被保険者資格を喪失した職員の給与からは、退職月の厚生年金保険料を控除していない。」としている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。